

議案第 86 号

安中市健康増進施設恵みの湯条例の一部を改正する条例について

安中市健康増進施設恵みの湯条例を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市健康増進施設恵みの湯条例の一部を改正する条例

安中市健康増進施設恵みの湯条例（平成18年安中市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

520円	310円	310円
1,030円	520円	520円
1,540円	930円	930円
5,200円	3,100円	3,100円
200円	100円	100円

」を

「

600円	400円	400円
1,100円	600円	600円
1,600円	1,000円	1,000円
6,000円	4,000円	4,000円
250円	150円	150円

」に改め、同表第2項中「2,540

円」を「3,100円」に改め、同表第3項の表中

「

310円
2,050円

」を

「

400円
2,300円

」に改め、同表第4項の表中

「

3,050円	1,010円
9,160円	3,050円
5,090円	1,520円

」を

「

3,500円	1,100円
10,000円	3,300円
5,500円	1,600円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の利用料金の額については、なお従前の例による。

